

議案第 32 号

平成 30 年度調布市下水道事業特別会計予算

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

下水道事業特別会計

下水道事業特別会計

目次

予 算

平成30年度調布市下水道事業特別会計予算	2
第1表 歳入歳出予算	3
第2表 債務負担行為	4
第3表 地方債	4

予 算 説 明

I 歳入歳出予算事項別明細書	7
1 総括	7
2 歳入	8
第5款 分担金及び負担金	8
第10款 使用料及び手数料	8
第15款 国庫支出金	8
第20款 都支出金	8
第25款 財産収入	8
第30款 繰入金	10
第35款 繰越金	10
第40款 諸収入	10
第90款 市債	10
3 歳出	12
第5款 総務費	12
第10款 事業費	14
第15款 公債費	18
第20款 諸支出金	20
第90款 予備費	22
II 給与費明細書	24
III 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	30
IV 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	30

平成30年度調布市下水道事業特別会計予算

平成30年度調布市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,640,276千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

平成30年3月1日 提出

調布市長 長 友 貴 樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
5 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 4,003
	5 負 担 金	4,003
10 使 用 料 及 び 手 数 料		1,987,020
	5 使 用 料	1,986,499
	10 手 数 料	521
15 国 庫 支 出 金		106,000
	5 国 庫 補 助 金	106,000
20 都 支 出 金		5,300
	5 都 補 助 金	5,300
25 財 産 収 入		140
	5 財 産 売 払 収 入	140
30 繰 入 金		771,004
	5 一 般 会 計 繰 入 金	771,004
35 繰 越 金		10,000
	5 繰 越 金	10,000
40 諸 収 入		409
	5 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	1
	10 市 預 金 利 子	1
	15 雑 入	407
90 市 債		756,400
	5 市 債	756,400
歳 入	合 計	3,640,276

歳 出

款	項	金 額
5 総 務 費		千円 501,175
	5 総 務 管 理 費	501,175
10 事 業 費		2,801,197
	5 管 渠 整 備 費	2,801,197
15 公 債 費		327,903
	5 公 債 費	327,903
20 諸 支 出 金		1
	10 繰 出 金	1
90 予 備 費		10,000
	5 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	3,640,276

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計システム導入委託	自 平成30年度 至 平成31年度	千円 9,450

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
野川処理区整備 事業	千円 55,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該利 率見直し後 の利率)	借入れのときから据置 きを含み、40年以内に年 賦又は半年賦の元金均等 又は元利均等償還とす る。ただし、財政その他 の都合により据置期間及 び償還年限を短縮し、若 しくは繰上償還又は低利 に借り換えることができる。
管渠建設事業	364,800			
都道共同工事事業	86,400			
下水道施設長寿命化 事業	249,700			
計	756,400			

下水道事業特別会計予算説明書

(略)